

由良町週休2日工事実施要領

1. 目的

建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。

このため、週休2日工事を実施することで、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

2. 対象工事

由良町が発注する全ての工事を対象とし、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 現場作業が短期間（1ヶ月程度未満）で完了する工事
- (2) 災害その他避けることのできない事由によって緊急を要する工事等（地方自治法施行令167条の2第1項5号緊急の必要による随意契約工事等）
- (3) 工程や完成時期に制約のある工事（出水期までに終わらせる必要がある河川工事や小中学校の夏休み期間中に実施する必要がある営繕工事など）
- (4) その他、週休2日工事に適さないと判断される工事

3. 週休2日の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（休日）を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所（休日）は、土日に限定しない。悪天候で現場作業ができないときは、当日の作業開始前までに現場閉所と判断した場合は現場閉所（休日）扱いとする。

「月単位」の週休2日とは、対象期間において、28日（4週）を1期間として全ての期間単位で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「通期」の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から工事完成日（完成通知書の提出日）までの期間をいう。

ただし以下の期間を除く。

- ・ 年末年始6日間および夏季休暇3日間
- ・ 工場製作のみを実施している期間・工事全体を一時中止している期間

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業（書類整理等の事務作業も含む）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 実施の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、特記仕様書及び施工条件明示書により発注者指定型週休2日対象工事であることを明示する。
- (2) 「月単位」の4週8休以上の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。
ただし、漁港事業は「通期」の4週8休以上の補正係数とする。

【工事の契約後から竣工まで】

- (3) 受注者は、週休2日確保を考慮した計画工程表を監督員に提出するものとする。
なお、施工計画立案時に、工事条件等で明らかに工期内に週休2日工事を達成できないことが判明したときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができるものとする。
- (4) 発注者は、初回打合せ時に「月単位」（漁港事業は「通期」）の週休2日を達成できない場合の減額金額を工事打合せ簿で受注者に通知する。
- (5) 受注者は、現場閉所（休日）の確保状況を別紙2、実施工程表、工事日誌等により監督員に適宜（毎月）報告するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、上記4.（2）の週休2日に満たないものは、達成状況に応じて適切に変更契約する。

5. 必要な費用の計上

別紙1による。

6. 週休2日の確認方法

- (1) 現場閉所（休日）の確保状況は、別紙2、実施工程表、工事日誌等の書類により確認する。
- (2) 28日（4週）を1期間として1期間単位で期間内に8日間の現場閉所日があることを確認する。

7. 対象期間における週休2日の評価方法（別紙2参照）

- (1) 達成状況に応じた変更契約等に時間を要することから、工事着手日から現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを対象に評価（以下、「評価期間」という）を行う。
- (2) 「月単位」の評価については評価期間の1期間毎における現場閉所日数で4週8休の評価を行う。
- (3) 「通期」の評価については評価期間における現場閉所日数を平均して4週8休の評価を行う。

8. その他

- (1) 受注者は週休2日工事の対象工事であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする。

(掲示の例)

「週休２日工事に取り組んでいます」 この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休２日に取り組んでいます。 現場閉所予定 ○月○日、○日、○日・・・ 原則○曜日、○曜日 など 発注者 由良町 受注者 ○○建設株式会社
--

(２) 受注者は発注機関の行うアンケートに協力するものとする。

(３) 発注者指定型以外の工事においては、下記にて取り扱うものとする。

- ・ 受注者が週休２日工事を希望する場合、受注者は工事着手までに工事打合簿（週休２日確保を考慮した計画工程表を添付）により週休２日工事の実施について発注者に申し出を行い、承諾を得るものとする。
- ・ 発注者は、当該申し出について、工事の特性等を考慮し、計画工程表を確認の上、支障のない場合に限り、承諾するものとする。
- ・ 受注者は、週休２日確保を理由に工期の延長変更は請求できないものとする。
- ・ 発注者は、受注者から週休２日工事を達成した場合の増額金額の提示を請求された場合は、工事打合簿で通知するものとする。
- ・ 工事着手以降は、発注者指定型と同様の取り扱いを行うものとする。

附則

この要領は、令和６年７月１５日以降に入札を行う工事から適用する。

○必要な費用の計上方法

次に掲げる経費について各事業毎に定める補正係数により補正を行う。

○土木工事(漁港事業(漁港海岸を含む)を除く)の補正係数

【月単位】

	4 週 8 休以上
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.05

【通期】

	4 週 8 休以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

○漁港事業(漁港海岸を含む)の補正係数

【通期】

	4 週 8 休以上
労務費	1.04
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

○土木工事市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称区分	補正係数	
	通期	月単位
鉄筋工	1.02	1.04
ガス圧接工	1.02	1.03
インターロッキングブロック工（設置）	1.01	1.01
インターロッキングブロック工（撤去）	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール 設置）	1.00	1.01
防護柵設置工（ガードレール 撤去）	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ 設置）	1.00	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ 撤去）	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵 設置）	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵 撤去）	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）	1.01	1.02
道路標識設置工（設置）	1.00	1.01
道路標識設置工（撤去・移設）	1.02	1.03
道路付属物設置工（設置）	1.01	1.01
道路付属物設置工（撤去）	1.02	1.04
法面工	1.01	1.02
吹付砕工	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）	1.02	1.03
道路植栽工（植樹）	1.02	1.04
道路植栽工（剪定）	1.02	1.04
道路植栽工（公園植栽）	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.02	1.04
橋面防水工	1.01	1.01
薄層カラー舗装工	1.00	1.01
グルーピング工	1.00	1.01
軟弱地盤処理工	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）	1.01	1.01

○土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称区分	補正係数	
	通期	月単位
区画線工	1.02	1.04
高視認性区画線工	1.02	1.04
橋梁塗装工	1.01	1.03
構造物とりこわし工（機械）	1.02	1.03
構造物とりこわし工（人力）	1.02	1.04
コンクリートブロック積工	1.02	1.04
排水構造物工	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工	1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）（固定足場）	1.01	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）（高所作業車）	1.01	1.02
表面含浸工（固定足場）	1.02	1.04
表面含浸工（高所作業車）	1.02	1.04
連続繊維シート補強工（固定足場）	1.02	1.04
連続繊維シート補強工（高所作業車）	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）（固定足場）	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）（高所作業車）	1.02	1.04
漏水対策材設置工（固定足場）	1.02	1.04
漏水対策材設置工（高所作業車）	1.02	1.04
防草シート設置工	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）（固定足場）	1.01	1.02
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）（高所作業車）	1.01	1.01
塗膜除去工	1.02	1.04
バキュームブラスト工	1.01	1.01
道路反射鏡設置工（設置）	1.00	1.01
道路反射鏡設置工（撤去）	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）	1.02	1.04
機械式継手工	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工	1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）	1.02	1.04
支承金属溶射工	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工	1.02	1.03

○漁港工事市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	補正係数
	4週8休以上(通期)
底面工	1.03
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作 型枠工、コンクリート打設	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

(記入例)

休日(現場閉所)取得実績表

別紙2

工 事 年 度 及 び 番 号	令和6年度 ○○ 第1号										
工 事 名	○○○○○○○○○○○○○工事										
工 期	令和 6 年 4 月 21 日 ~ 令和 6 年 10 月 12 日										
工 事 着 手 日	令和 6 年 5 月 1 日										

	対象日数	閉所日数	閉所率
実績	137	43	31.4%
28日換算	28	8.8	31.4%

現場閉所日数 ÷ 対象期間 = 現場閉所の割合
閉所の割合 ≥ 28.5 4週8休以上達成

【凡例】
休 休日
作業日(※空欄)
対象期間外

日	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	現場閉所累計					
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		現場閉所率				
行事	工事着手																																	
実施					休	休					休	休						休	休						休	休					8			
対象期間											28					閉所日数					8					現場閉所率					28.6%		4週8休以上	

日	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	現場閉所累計			
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		現場閉所率		
行事																																
実施				休	休						休	休						休	休							休	休				8	
対象期間									28					閉所日数					8					現場閉所率					28.6%		4週8休以上	

日	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	現場閉所累計 現場閉所計	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
行事																														
実施				休	休						休	休						休	休	休					休	休				9
対象期間											28			閉所日数				9		現場閉所率				32.1%		4週8休以上				

日	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	現場閉所累計			
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		現場閉所計		
行事																					夏休	夏休	夏休									
実施				休	休						休	休						休	休	休	／	／	／		休	休					9	
対象期間									25					閉所日数					9					現場閉所率					36.0%		4週8休以上	

日	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	現場閉所累計 現場閉所計	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
行事																														
実施				休	休						休	休						休	休						休	休	休			9
対象期間									28				閉所日数				9				現場閉所率				32.1%		4週8休以上			

日	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	現場閉所計	現場閉所累計
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
行事						現場完成	対 象 外 (現場完成日直前の1期間の末日までを対象とする。)													完成日		対象外は『/』								
実施	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	43
							対象期間					0			閉所日数					0			現場閉所率							

※1工事着手日:始期日以降に準備工事(現場事務所の建設・測量等)、工場製作を含む工事における工場製作工に着手した日

※2現場完成日:工事施工範囲内で全ての作業(後片付けを含む)が完了した日
(工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない)

【算定除外期間】:夏季休暇(8月13日～8月15日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は算定期間の分母・分子に含めない